

政策・制度解説コーナー ⑬

サマータイム制度導入に関する最近の動向

—サマータイム法案(骨子)の解説—

金属労協政策局／松崎寛

これまで幾度となく本誌にてご紹介してきましたサマータイム制度ですが、その導入実現にむけ、いよいよ正念場を迎えています。

そこで今回、本解説コーナーでは、3月18日に開催された「サマータイム実現緊急大会」(詳細については、金属労協ホームページ <http://www.rinf.co.jp/sa/>参照ください)において、サマータイム制度推進議員連盟が発表した、第1

62回通常国会で提出を予定しているサマータイム法案の骨子について解説します。

サマータイム法案(骨子)

第1条(目的)

この法律は、1年のうちの特定の期間において用い

る時刻を定めることにより、

昼間の時間の有効活用を促

進し、もってエネルギーの

消費の節減及びこれによる

地球環境の保全に寄与する

とともに、地域社会の安全

の向上及びゆとりと豊かさ

の実感できる社会の実現に

資することを目的とする。

第2条(時刻の切り替え)

1. 4月の最初の日曜日の午

前2時から10月の最後の日曜日の午前2時までの間は、サマータイム(標準時より1時間進めた時刻をいう)を用いるものとする。

2. 4月の最初の日曜日は23時間をもって1日とし、10月の最後の日曜日は25時間をもって1日とする。

3. 条約その他の国際約束若しくは法律若しくはこれに基づく命令に特別の定めがある場合又は特別の国際慣習がある場合については、前2項の規定は、適用しない。

第3条(国民への周知等)

政府は、教育活動、広報活動等を通じて、この法律の趣旨及び内容について国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう務めるものとし、この法律の趣旨を

損なうような労働時間の増加等の事態が生ずることのないよう十分に配慮するものとする。

第4条(円滑な実施に要する経費)

政府は、この法律の円滑な実施に要する経費について、これを予算に計上する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5条(政令への委任)

第2条の規定による10月の最後の日曜日における時刻の切り替えに伴い必要な労働時間の特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第1条(目的) — 過去から現在へ、導入目的の変化 —

戦後、1948年から195

2年までの間、GHQの指示によりわが国に夏時刻(サマータイム)法が制定されました。1948年4月26日の衆議院本会議の場においてはその導入目的を、①国民の健康福祉の増進、②重要資源の節約、③国民の間概念を養う、と説明していましたが、石炭事情の悪化、電力不足の深刻化など当時のエネルギー事情からすると、②の「重要資源の節約」を主な目的としていたことは明らかでした。そのため、一刻も早くサマータイム制度の導入が必要であったといわれており、実際には、国民への十分な説明なしに、法律が制定されたわずか3日後の1948年5月1日に実施されています。その後、エネルギー事情が改善したことや、国民の半数以上から不評を買ったこと、1952年4月に廃止されまし

た。その後、1979年の第2次オイルショックを契機に、省エネ意識改革や地球温暖化対策の一環として、サマータイム制度の導入議論が幾度となく行われてきましたが、法案提出までには至りませんでした。

第2条(時刻の切り替え)

— 日本は北米型 —

今回のサマータイム法案では、その導入目的として、従来の省エネや地球温暖化防止の観点に加え、個人が活動の選択肢を拡げ、仕事と家庭生活や地域活動とのバランスを重視した、新たなライフスタイルを構築する社会の実現としていくところが、これまでの導入目的と異なった特徴となっています。戦後やオイルショックの時代とは異なり、少子高齢化の進行、格差の拡大、地球環境問題、凶悪犯罪の多発など、現代社会では様々な問題を抱えており、なかなか打開策が見いだせない手詰まりの状態が続いています。今回のサマー

タイム法案は、ライフスタイルの改革を促すことによつて、このような閉塞感を打破するため、個人個人のライフスタイルの改革を促すことを目的としています。

サマータイム制度を導入している諸外国におけるサマータイム制度実施期間は、大別して、ヨーロッパ型と北米型(カナダ、アメリカ、メキシコ)に分けられます。ヨーロッパ型は3月最終日曜日から10月最終日曜日、北米型は、4月の第一日曜日(10月の最終日曜日)までとなっています。今回のサマータイム法案骨子の中では、「4月の最初の日曜日の午前2時から10月の最後の日曜日の午前2時までの間をサマータイム(標準時より1時間進めた時刻をいう)

を用いるものとする」としており、実施された場合には、日本は北米型を採用することになります。

なお、戦後のサマータイム導入期における実施期間は、4月の第1土曜日の午後12時から9月の第2土曜日の翌日の午前0時までとされていました。

第3条(国民への周知等) — 十分な準備期間の設定と労働時間管理強化がポイント —

前述のように、GHQ時代の夏時刻法では、法律制定日は1948年4月28日、実施日はわずか3日後の5月1日でした。十分な準備期間を設定しなかったことが、多くの国民に戸惑いを与える一因となったといわれています。1951年9月のサンフランシスコ講和条約の調印後に、サマータイム廃止議論が巻き起こり、同9月下

旬から10月中旬まで、総理府国立

世論調査所において世論調査が実施されています。この調査では、

廃止希望53%、継続希望30%でしたが、GHQによる強引なサマータイム制度導入による国民の不信感とサンフランシスコ講和条約直後のタイミングが調査結果に影響していたのではないかと考えられます。結果、戦後のサマータイム制度廃止は、GHQが廃止されたのと同じ1952年4月に行われて

います。今回のサマータイム法案においては、このような失敗を繰り返さないよう、最低でも1年の準備期間を設定し、政府は、教育活動、広報活動等を通じて国民への周知を徹底することが重要です。

また、労働時間に関しては、「明るいうちは帰らざる」の懸念があるなかで、今回の法案の中で、

「この法律の趣旨を損なうような

労働時間の増加等の事態が生ずることのないよう十分に配慮するものとする」と記載されたことは、

大きな意味があります。折しも、不払い残業の撲滅など、労働時間管理の強化に政府使で取り組んでいるところであり、サマータイム制度導入と労働時間管理強化との相乗効果を図り、意識と規制の両面から、その実効性を高めていくことが重要です。また、周知・準備期間においては、「就業時間後になるべく早く退社」という風潮を社会的に高めていく必要があります。

第4条(円滑な実施に要する経費) — 制度導入に伴う所期費用は約100億円 —

1999年の「地球環境と夏時間を考える国民会議」報告書では、

サマータイム導入に伴う所期費用を試算しています。これによると、時間帯別料金を選択している需要家の電力メーターの変更費用(約250億円)、信号機にサマータイムに自動対応する機能を付加する費用(約350億円)、早朝の農業散布作業が1時間短縮されることによる有人ヘリコプターによる農業散布が行えなくなる水田でのラジコンヘリ対応による費用(約10億円)、政府部門および民間部門におけるコンピュータやソフトウェアの対応費用(政府:約120億円、民間:約300億円)で合計約1000億円の所期費用が必要であるとしています。サマータイム制度導入準備期間においては、政府は、混乱なく制度の導入が実施されるよう、詳細な経費について調査し、必要な予算措置を講じていくことが重要です。

また、サマータイム制度の導入によって余暇活動が増加すると、昨年行われた北海道サマータイム月間においては、「行動の選択肢が広がった」、「家族とのふれあいが増えた」などという従業員の声が多く見られ、実際に参加した従業員の約70%がサマータイム制度導入に賛成しています。2005年4月6日付けの読売新聞夕刊のサマータイム特集記事においては、昨年北海道サマータイム月間を体験した女性が「仕事が終わって外が明るいと、うきうきした気分になってつい外にいたくなる。パーゲンや散歩がたのしい。バーゲンやショッピングを楽しんだ」と語っています。実際にサマータイムを体験したなかで、省エネはもとより、自分なりの新たなライフスタイルを見つける「きっかけ」という意味において、思った以上の成果があったのではないのでしょうか。

第2回北海道サマータイム月間の実施

議員連盟によるサマータイム法案の国会提出が予定されているなか、札幌商工会議所では、昨年7月に行ったサマータイム実証実験において、余暇の充実や観光・レジャー・趣味娯楽・省エネルギーなど多くの面で効果が見られたとして、本年は2005年6月20日(月)～7月31日(日)の約40日間と、期間を延長して第2回目の北海道サマータイム月間を開催する予定です。今回はさらに多くの道民にサマータイムを体験してもらうため、対象を北海道内全域に広げ、500企業・団体及び自治体の参加を目指して現在募集

サマータイムから標準時に切

第5条(政令への委任) — 切替日における労働時間制度の例外的取扱い —

要ですが、サマータイム導入後にもたらされる継続的な経済効果は非常に大きいものがあるといえます。

時間又は36協定で定める時間を超えて労働する可能性がありま

す。そのため、時刻の切り替えに伴い、政令により労働基準法の特例規定を明確に定めておくことが重要です。

GHQ時代の夏時刻制導入時において、政令により、当該労働者については、割増賃金を支払った上で、使用者が労働時間を1時間延

資料

政策・制度解説「コーナー」⑬ サマータイム制度導入に関する最近の動向

— サマータイム法案(骨子)の解説 —